

三原市定住自立圏形成方針

本市は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第5（4）の規定に基づき、三原地域（合併前の三原市。以下「中心地域」という。）と本郷・久井・大和地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「定住自立圏」に関し、次のとおり「定住自立圏形成方針」を定める。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（要綱第4の規定によるものをいう。）を行った三原市において、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤の確立と市民の地域への愛着・誇りを醸成することを通じて、市民が安心して快適に住み続けることができる定住自立圏の圏域（以下「圏域」という。）を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 本市は、定住自立圏を形成し、次に掲げる政策分野について、それぞれの地域の特性を活かし、相互に連携するとともに、役割や機能を分担し、圏域全体の振興を図るものとする。

- （1）生活機能の強化
- （2）結びつきやネットワークの強化
- （3）圏域マネジメント能力の強化

（取組事項）

第3条 前条の基本方針に従い、相互に役割分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

（1）生活機能の強化

ア 結婚・子育て

（ア）取組の内容

希望する人々が子どもを産み育てやすい環境であるとともに、子どもたちの確かな心身成長を促すことができる圏域づくりは、暮らす場所としての魅力として欠かせないことから、出会いから結婚、妊娠、出産、乳幼児期など、それぞれのライフステージに応じた支援の充実をめざす。

（イ）機能分担

中心地域においては、市民、地域、事業者等の関係者と連携し、子どもや子育て家庭を支えていく。

周辺地域においては、様々な特性や資源を活用して、中心地域とともに子ども・子育て支援の取組を推進していく。

イ 教育

（ア）取組の内容

子どもたちが健やかに育ち、学び、確かな学力を身に付けていくことは、市の未来の担い手育成といった視点からも欠かせないことから、学びの環境を整備していくことで、教育の質を高め、子育て世代にとって魅力的な圏域づくり

をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、指導体制の充実、指導力の向上、学びの支援体制の充実等により、学ぶ力を育むとともに、志を抱き、その実現に向けて考え、行動できる児童生徒を育成する役割を担う。

周辺地域においては、中心地域と一体的に教育や教育環境の充実に取り組むとともに、地域の特色ある教育活動の推進を行う。

ウ 医療

(ア) 取組の内容

各地域ごとに身近な診療所等で、健康診断や病気の治療などに対応できるとともに、入院や専門的な検査・治療、救急医療などは、中心地域等の医療機関において対応できるよう、市民を支える医療提供体制の維持・確保をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、救急、高度専門、総合医療の充実とともに、休日・夜間の救急診療への対応などにより、地域医療の中心的役割を担う。

周辺地域においては、地域内の診療所等における日常医療の受け皿を維持することを中心に、中心地域との連携を図りながら、圏域内の地域医療体制を確保する。

エ 高齢者福祉

(ア) 取組の内容

令和 12(2030)年まで 75 歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みの中、それぞれの地域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供され、要介護状態になっても、住み慣れた場所で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムが構築された圏域づくりをめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、周辺地域と連携を図りながら、介護・介護予防・生活支援サービス等の提供基盤の整備を行う。また、認知症支援体制の整備や地域包括支援センターとの連携強化により、相談支援体制の充実を図る。

周辺地域においては、中心地域とともに、高齢者等が安心して身近な場所で集うことができる場づくりを進める。また、介護・介護予防・生活支援サービス等の提供基盤の整備を行うとともに、認知症支援体制の整備や地域包括支援センターとの連携強化により、相談支援体制の充実を図る。

オ 健康づくり

(ア) 取組の内容

ライフステージに応じた健康づくりを支援し、市民一人ひとりがそれぞれの目標に向けた生活が送れる土台となる健康を実現できる圏域づくりをめざす。

これに向け、健康づくりに自ら取り組めるよう、市民の意識と行動の変容を促す取組や、専門機関・関係団体・市民等との連携により、健康寿命を延伸させる取組を進める。

(イ) 機能分担

中心地域においては、健康寿命の延伸に向けて、市民・地域・事業所・保健医療福祉等機関と連携しながらライフステージに応じた健康づくりの取組を企画・立案・実施する役割を担う。

周辺地域においては、中心地域と一体的に健康づくりに取り組むとともに、健康づくりへの機運を高めていく。

カ 産業振興

(ア) 取組の内容

各地域ごとに生活が続けるうえで、日常生活の基盤となる日常的な買い物環境を維持・確保するとともに、商業・サービス業、公共公益機能が集積する中心地域が、買回り品や様々なサービスを提供する圏域の経済を牽引する拠点としての役割も果たすことで、市民生活の維持・発展をめざす。

また、地域の特性を活かした農業振興の取組などを通じて、都市での生活と地域での生活の双方が充実した地域の実現をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、高い公共交通の利便性を活かし、商業・サービス業などの高次な都市機能を今後も維持・誘導を図るとともに、中心市街地活性化基本計画等に基づき、集客力・回遊性の向上やまちなか居住を推進し、圏域の経済を牽引する拠点機能の役割を担う。

周辺地域においては、中心地域と連携を図りながら、空き店舗への出店支援や中小企業者への融資制度などにより、地域商業の活性化を図る。また、北部地域を中心に、農業への就労割合が高い特性を踏まえ、地産地消の推進や適地適作による収益力向上、農地の集積を図るなど、地域農業の振興を図る。

キ 防災

(ア) 取組の内容

各地域において、市民の防災・減災に対する意識の醸成や知識・技術の習得、危険箇所の災害防止対策を図るとともに、圏域全体として災害発生時における正確な情報伝達と避難行動の指示、地域や企業との連携・協力関係の構築などに取り組み、災害が発生したとしても被害を最小限に抑え、災害死ゼロの圏域をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、周辺地域と連携を図りながら、地域防災計画等に基づき、総合的な防災行政の推進を図る。また、防災意識の向上とともに、自主防災組織や消防団など地域防災力の強化に努める。さらに、防災・減災に欠かせない情報伝達体制の整備や、急傾斜地崩壊対策・河川改修・高潮対策などの取組を推進する。

周辺地域においては、中心地域と連携を図りながら、防災意識の向上や、自主防災組織や消防団など地域防災力の強化に努める。また、防災・減災に欠かせない情報伝達体制の整備や、急傾斜地崩壊対策・河川改修などの取組を推進する。

ク 地域コミュニティ

(ア) 取組の内容

圏域全体において、地域経営方針に基づき、住民相互が協力し、自らが考え行動する主体的な地域づくり活動に対する支援や、地域と行政の連携による地域運営、地域への愛着や誇りを生み、魅力を伝える情報発信の支援や、多様な主体との協働を通じて、地域コミュニティの維持・活性化を図り、安心して暮らしやすい圏域をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、地域の実情や意向を踏まえ、活動中核組織の組織づくりや活動への支援などにより、地域活動の活性化を図るとともに、ボランティアや市民活動の相談・支援拠点の運営を行う。また、市民活動団体等の担い手の確保・育成や活動支援、活動の発展的継続に向けた支援、圏域内外への情報発信など、地域コミュニティの維持・活性化を図る環境づくりを行う。

周辺地域においては、中山間地域活性化のための「地域計画」の実践に対する支援を行うとともに、地域と行政とをつなぐ地域支援員との連携や人材の確保・育成、各地域の資源を活用した魅力の発掘・発信などの支援を通じて、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組を推進する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 取組の内容

圏域内での機能補完や役割分担による連携を進めるため、各地域内や地域間での移動ニーズに応じた手段の充実に加え、鉄道・港湾等の交通利便性向上などにより、市民生活の基盤となる交通手段を確保するとともに、コンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・活性化をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、圏域外とつながる交通網の推進を図るとともに、都市機能や公共公益機能が集積する中心市街地と周辺地域を結ぶ幹線交通を担う路線バス等の利用促進に取り組み、また、新たな技術の活用検討などを通じて、利用者の利便性向上に向けた取組を推進する。

周辺地域においては、買い物、通院、交流等の地域内の移動手段として地域コミュニティ交通の確保・導入を推進するとともに、利用者の利便性の向上に向けた取組を推進する。

イ 道路・情報通信等のインフラ整備・維持管理

(ア) 取組の内容

市街地の渋滞緩和や災害など緊急時のための道路・通信ネットワーク、産業活動を支える物流機能や通信環境の整備・充実に図るため、道路網・情報通信網の整備や適切な維持管理に取り組み、ネットワーク機能が強化された一体性のある圏域づくりをめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、地域間や圏域外との交流・連携強化による地域の活力・個性を発揮させるため、地域高規格道路の整備促進を図るとともに、圏域内の安全・安心な道路空間の確保に努めるため、生活道路の計画的かつ効率的な整備を

図る。また、圏域全体をカバーする情報通信網の適切な維持管理を行うとともに、高度情報化社会に適応したまちづくりを推進する。

周辺地域においては、住民の移動・交流・連携の基盤となる生活道路の計画的かつ効率的な整備を図るとともに、地域情報・公共サービス情報を安定的に提供する基盤である情報通信網の適切な維持管理を行う。

ウ 公共施設マネジメント

(ア) 取組の内容

平成17(2005)年3月の合併により、機能の重複や規模が過大な公共施設等が残されており、施設全体を横断的に整理し、現状と将来見通しを踏まえ、維持管理や大規模改修、建替えなどについて、中長期的な視点をもって、計画的・効果的に推進することにより、財政負担の軽減・平準化を図り、将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置をめざす。

(イ) 機能分担

中心地域・周辺地域が相互に連携するとともに、互いに補完し合うことによって、公共施設等の統廃合や再配置を進め、保有総量削減に向けた取組を計画的に推進する。また、継続的に長期的に使用する施設については、長寿命化等適切な管理を行うとともに、効率的な運営により維持管理費の縮減に向けた取組を推進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成

(ア) 取組の内容

地域の様々な課題解決や地域資源の活用を進め、地域活動や産業活動を支えていく人材をあらゆる分野において育成していく。

(イ) 機能分担

中心地域においては、市民の主体的な活動の支援や、市民や企業等との協働による施策展開を推進するとともに、各種ボランティアや市民活動の支援などを通じて、地域の担い手の育成と地域への定着を図る取組を推進する。

周辺地域においては、中心地域とともに、各地域の多彩で多様な資源を活かし、市民活動団体等の創意工夫による持続的で自立的な地域づくりへの取組を支援する。また、地域と住民・行政との連携強化を図る取組を推進する。

イ 外部からの行政及び民間人材の確保・活用

(ア) 取組の内容

民間企業、研究機関、国・県等の専門性を有する人材を確保・活用することにより、新たな視点から本市の課題解決を図ることをめざす。

(イ) 機能分担

中心地域においては、医療・福祉・産業振興・防災・地域づくり・情報発信・高度情報化など、様々な分野の拠点機能の強化を図るため、マネジメントやコンサルティング能力に優れた外部人材の活用を推進する。

周辺地域においては、地域活動を牽引できる人材・組織の育成や、過疎・高齢化等の地域課題の解決に向け、「地域おこし協力隊」等の外部人材を活用し、新

たな地域社会の担い手確保策として、これらの人材の定住につながる施策を検討・実施する。